

令和8年度 高知県浦戸湾東部流域

広域型の官民連携事業に関する 民間市場調査（勉強会）

勉強会資料

令和8年8月21日

高知県・高知市・南国市・香美市

次第

- ① 下水道事業における官民連携の動向
- ② 包括的民間委託とは？
- ③ 水の官民連携（ウォーターPPP）とは？
- ④ 官民連携事業の導入により何が変わるのか？



下水道事業における官民連携の動向

下水道事業における官民連携事業の変遷

H10～

包括的民間委託の導入

H12 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン

H15 包括的民間委託導入マニュアル（案）

H20 包括的民間委託等実施運営マニュアル

H20～

管路分野への包括的民間委託の普及促進

H24 下水道管路施設の維持管理における
包括的民間委託の導入に関する報告書

H26 下水道管路施設の管理業務における
包括的民間委託導入ガイドライン

R2 ・ 下水道管路施設の管理業務における
包括的民間委託導入ガイドライン改正
・ 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン

R5～

水の官民連携（ウォーターPPP）の導入

R6-7 下水道分野におけるウォーターPPP
ガイドライン（第1.0版～2.0版）

R8 下水道分野における水の官民連携
（ウォーターPPP）ガイドライン（第3.0版）

H10年代後半～

DBO・DB、PFI手法を用いた先行事例の増加

施設建設・改築等、コンセッション方式等の 多様なPPP/PFIの導入

H26 下水道事業における公共施設等運営事業
の実施に関するガイドライン

H29 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択の
ためのガイドライン（案）

R3 下水道事業における公共施設等運営事業
の実施に関するガイドライン改正

R5 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択の
ためのガイドライン改正

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）

国は公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法であるPPP/PFIについて、更なる加速化を図るため、新たにウォーターPPP等の多様な官民連携方式の導入を示した。

1. 事業件数10年ターゲットの設定

案件上積みを視野に、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ◆**ウォーターPPP**等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大と加速化**を強力に推進する。

*重点分野：空港、水運、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間（令和4年度～令和8年度）

昨年
設定

5年件数目標

重点分野合計 **70件**
（コンセッション中心）

アクションプラン期間 10年（令和4年度～令和13年度）

新たに
設定

事業件数10年ターゲット

重点分野合計 **575件**
（コンセッションを含む多様な官民連携）

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始



分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

〈ウォーターPPP〉

コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ：例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）

上下水道事業については、一層の加速化を図るため令和13年度末までに
100件の導入を目標として定めた。

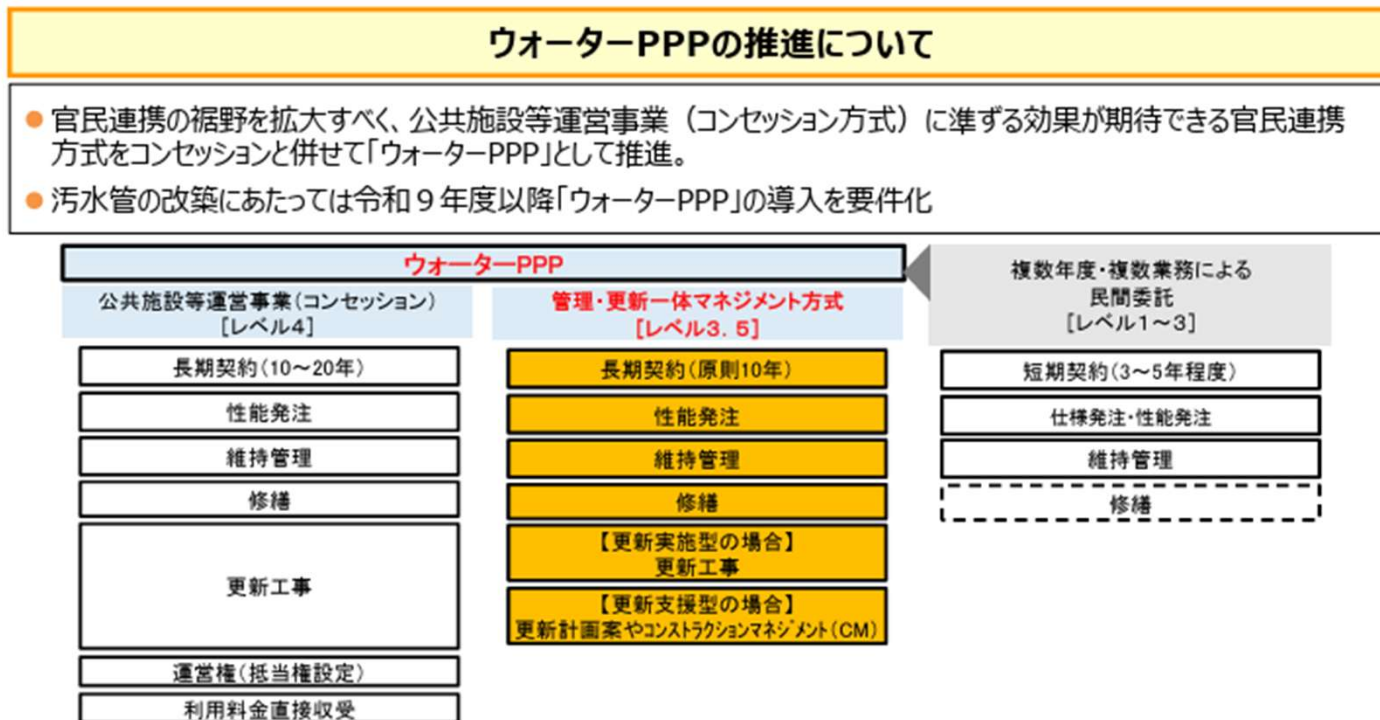
（参考）「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の内訳

5年件数目標(R4-R8)		
重点分野	R4アクションプラン 5年間で少なくとも 具体化すべき事業 件数目標 (対象: R4-R8)	対象とする 施設・契約形態
空港	3	コンセッション
水道	5	コンセッション等
下水道	6	コンセッション
道路	6	バススタでコンセッション等 のPPP/PFI
スポーツ施設	10	コンセッション
文化・社会教育施設	10	コンセッション等
大学施設	5	コンセッション等
公園	2	利用料金の設定された 公園でのコンセッション
MICE施設	10	コンセッション
公営住宅	10	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	コンセッション
公営水力発電	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	公営企業局の 経営のあり方検討
工業用水道	3	コンセッションをはじめとする 多様なPPP/PFI
合計	70	

事業件数10年ターゲット(R4-R13)		
重点分野	R5アクションプラン 10年間で具体化を 狙う事業件数 (10年ターゲット) (対象: R4-R13)	対象とする 施設・契約形態 (案)
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーターPPP
下水道	100	ウォーターPPP
道路	60	バススタをはじめとする道路 分野全体(他分野との連携 含む)でのPPP/PFI
スポーツ施設	30	コンセッション
文化・社会教育施設	30	コンセッション等
大学施設	30	コンセッション、 PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど 公園全体での民間活用
MICE施設	30	コンセッション、 PFI
公営住宅	100	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用、 PFI
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10	コンセッション及び国際旅 客船拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設 における経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーターPPPをはじめとする 多様なPPP/PFI
	575	

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）

特に下水道事業においては、污水管の改築にあたる国庫補助金の要件について、**令和9年度以降「ウォーターPPP」の導入が要件化**されることが示された。



要件化の概要

「社会資本整備総合交付金交付要綱 交付対象事業の要件」に以下を追加

● 污水管の改築にあたっての公共施設等運営事業等導入要件

- － 地方公共団体が污水管の改築を実施する場合は、令和9年度以降については、公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という）の導入を決定済みである場合のみを対象とする。 ※ 緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化についてのみを除く

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）

令和6年度には「分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進」が示され、ウォーターPPPでの他事業バンドリング検討の推進が図られることとなった。

PPP/PFI推進アクションプラン 令和6年改定の主要事項

○PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定。

1. 分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

- ・類似施設・共通業務の統合による効率化を図る
分野横断型PPP/PFIの形成促進
- ・自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する
広域型PPP/PFIの形成促進

→ 3ページ

2. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

- ・適正な価格の算出の推進
（物価変動への対応、適正な予定価格の算出、国有財産の賃付料・使用料算定方法のイコールフットingの明確化・周知）
- ・費用減少以外のメリットの適切な評価
- ・性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
- ・BOT※税制の延長等

※Build-Operate-Transfer: 事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

→ 4ページ

3. 事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大

- ・事業件数10年ターゲットの上方修正
- ・PPP/PFI活用領域の拡大
 - 自衛隊施設（重点分野へ追加）
 - 集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP
 - 流域総合水管理の推進
 - 火葬場 ●スタジアム・アリーナ ●国立公園
 - 道路（下関北九州道路）

→ 5ページ～7ページ

4. PPP/PFIによる地方創生の推進

- ・空き家等の有効活用により地域課題を解決する
スモールコンセプション等のローカルPFIの形成促進
- ・具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運営
- ・PPP/PFI事業の具体化に資するPFI推進機構の継続的な支援

→ 8ページ

PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）

下水道分野の10年ターゲット目標（R13：100件）について、令和8年度中に前倒して達成を目指し、**目標の引き上げ**や**国庫補助要件の制度設計見直し**が実施されることが明記された。

インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 公共・民間の双方で**人手不足が顕在化**する中で、**老朽化したインフラの更新等を効率的に行うためには、これまで以上に様々な分野で官民連携手法を効果的に活用することが重要。**
- これまで空港、道路等の14分野を重点分野としてきたが、**国民生活に身近で、かつ老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、17分野を重点分野とする。**
- 各重点分野における具体化件数目標の進捗によって、**必要に応じ、目標の見直しを行い、実現に向けた取組を充実させる。**

重点分野の追加

火葬場

- ✓ 地方公共団体向けセミナーの開催、資料集の作成検討
- ✓ PFI導入可能性調査への優先的な支援

一般廃棄物処理施設

- ✓ 先行事例の調査、処理能力余力の活用に関する論点整理
- ✓ 市町村等への情報提供・検討のサポート

国公立病院

- ✓ PPP/PFIの活用に向けたガイドラインの作成を検討するため、関係府省（内閣府・厚生労働省・文部科学省・総務省）の検討会議の開催

10年ターゲット目標の見直しと実現に向けた取組の充実

分野	新たな10年ターゲット目標	分野	主な取組
道路	✓ これまでの実績及び今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（60件→65件）	空港	✓ 民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、リスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）について、 会議体を設け検討を進める
スポーツ施設	✓ PFI全般で取組を充実させることから目標を上方修正（40件→50件）	水道	✓ 「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する
大学施設	✓ これまでの進捗が順調であることから目標を上方修正（40件→45件）	下水道	✓ 令和8年度中に前倒して達成を目指す。10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。また、污水管の改築に係る 国費支援要件に関して、小規模案件の乱立等により広域化が妨げられることのないよう制度設計を行う
公園	✓ 今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（30件→35件）	道路	✓ 令和7年12月に都市計画決定された下関北九州道路については、国土幹線道路部会に設置された「本州・九州連携小委員会」で議論された結果も踏まえつつ、 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続を経ることを前提に、事業化を検討する 。引き続き、エリア単位での活用も視野に検討する
港湾施設	✓ 「クルーズ船向け旅客ターミナル」に「みなと緑地PPP」を追加し、「港湾施設」として再整理したうえで、目標を上方修正（10件→30件）	MICE施設	✓ 専門家派遣等を通じ、事業発案段階で 分野横断型事業の働きかけ等 を行う
		公営水力発電	✓ 補助事業の活用等を更に促進するため市町村向け説明会や相談窓口の設置を行う
		自衛隊施設	✓ 武山駐屯地及び下総航空基地等の整備についてPFI導入の検討を進める

PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）

下水道分野の10年ターゲット目標（R13：100件）について、令和8年度中に前倒して達成を目指し、**目標の引き上げ**や**国庫補助要件の制度設計見直し**が実施されることが明記された。

下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP／PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間事業者の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、上記の目標を令和8年度中に前倒して達成するため、以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞

- ・污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。このことについて、地方公共団体に周知し、「水の官民連携」の導入検討の促進を図る。以上の取組を前提としつつ、10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。（令和4年度掲載、令和8年度強化）＜国土交通省＞

PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）

その他、下水道分野「水の官民連携」ガイドライン（第4.0版）において、**更新実施型のひな型の作成**が進められることや、広域型の官民連携等が円滑に進められるよう検討が実施されることが明記された。

- ・「水の官民連携」の具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充した「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」を周知するとともに技術的な助言を行う。また、モデル都市の課題整理、スキーム検討、効果分析等を支援し、成果の全国発信・横展開を図る。（平成28年度掲載、令和8年度強化）＜国土交通省＞
- ・「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」を改訂し、「長期契約」、「性能発注」、「維持管理・更新の一体マネジメント」、「プロフィットシェア」の4つの要素を公共施設等運営事業と同程度に満たすレベル3.5更新実施型の募集要項、契約書、要求水準書のひな型を追記する。（令和8年度掲載）＜国土交通省＞
- ・複数の地方公共団体が事業の広域化のために事業の統合を図る際、統合前の地方公共団体の料金体系を統合後の事業体が地域別に引き継いで運用できるよう、制度上の整理を行う。（令和8年度掲載）＜国土交通省、総務省＞

下水道事業における官民連携手法の導入状況

下水処理場やポンプ場の施設を中心に包括的民間委託が多く導入されており、近年、管路施設に対しても包括的民間委託の導入件数も増加傾向にある。

下水道分野のPPP/PFI実施状況（R7.4時点、国交省調べ）

		下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km*)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託		633箇所 (305団体)	1242箇所 (209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		42箇所 (31団体)	3箇所 (3団体)	1契約 (1団体)	(34団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
水の官民連携	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	2箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)



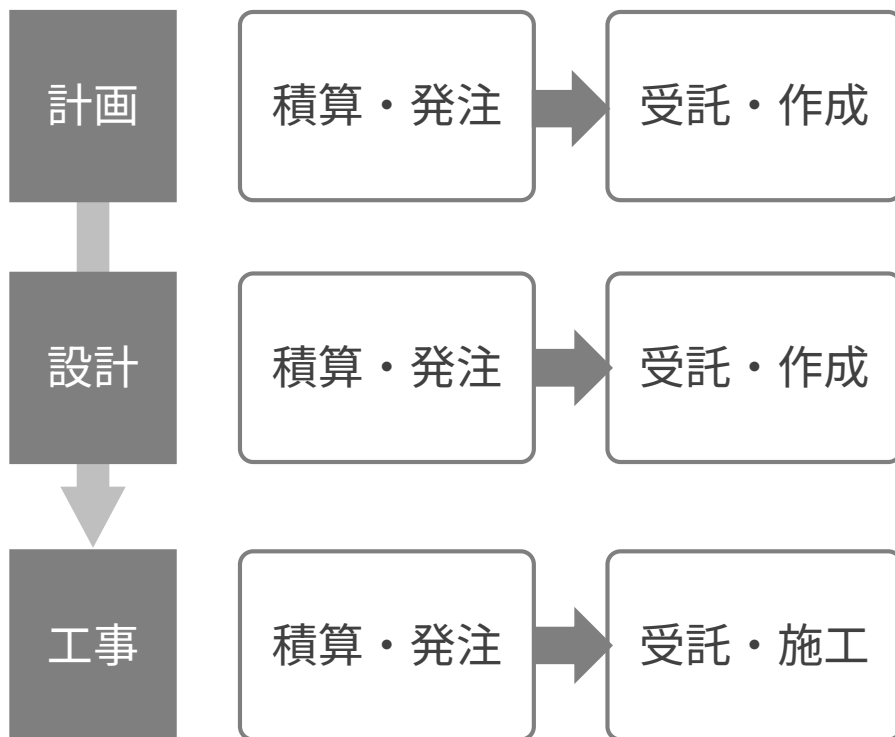
包括的民間委託とは？

包括的民間委託の概要

包括的民間委託とは、複数の業務を複数年（3～5年）で一括発注することにより、事務作業の軽減や効率化を図るものである

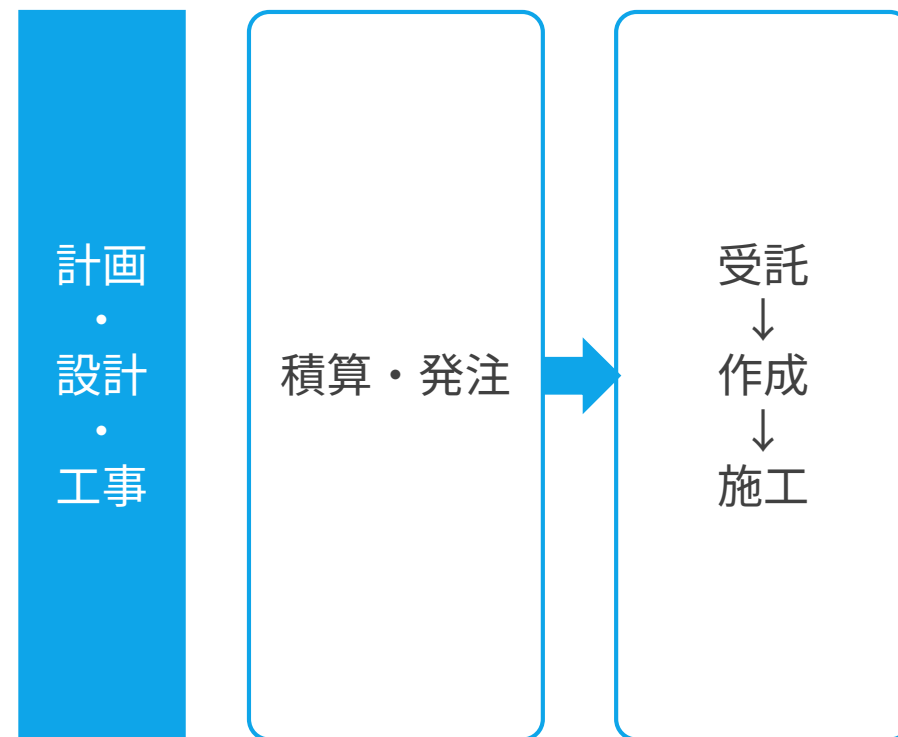
これまで

業務ごとに委託発注



包括導入の一例

まとめて委託発注（複数業務を複数年）



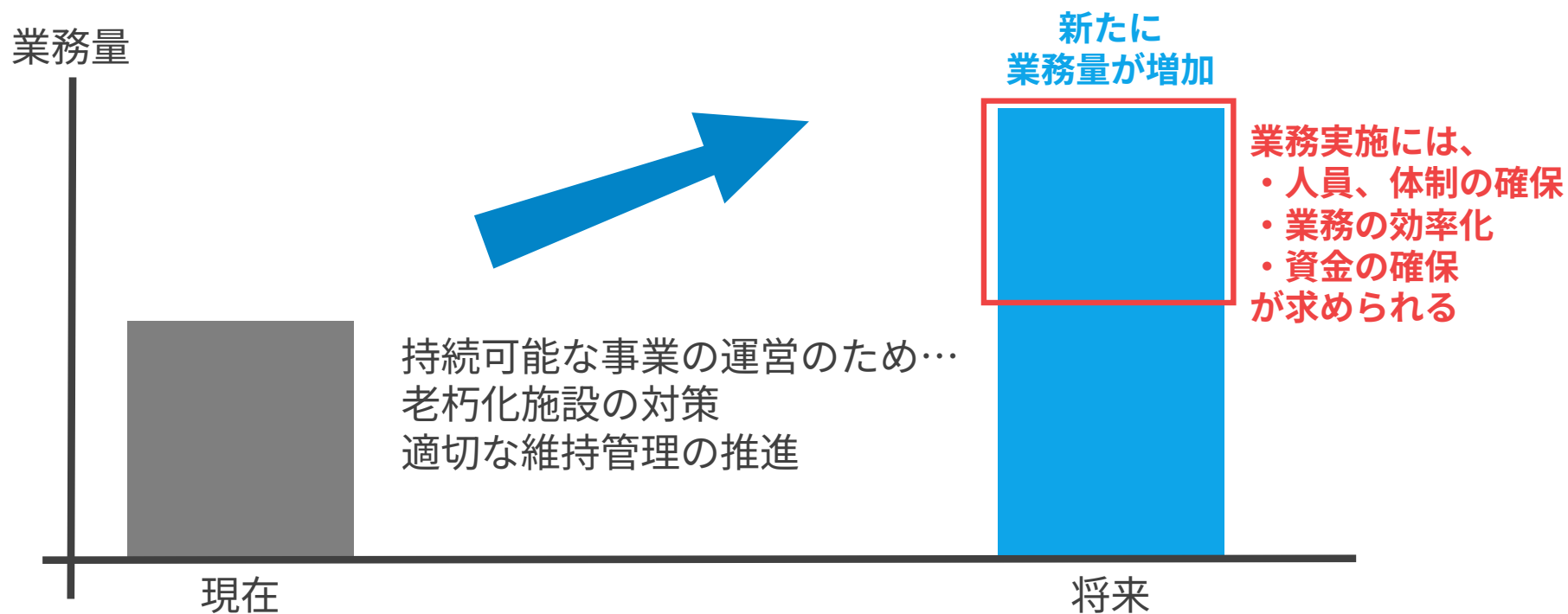
包括的民間委託のパターン

包括的民間委託には、委託レベルにより様々なパターンがある。

パッケージ範囲		含める場合あり			水の官民連携（ウォーターPPP）			
包括的民間委託					管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)			PFI コンセッション方式 (レベル4)
	管路	処理場・ポンプ場			更新支援型	更新支援型 +CM業務	更新実施型	
		レベル1	レベル2	レベル3				
料金収受・ 運営権								
改築更新								
設計・積算								
更新計画案 作成								
補修・修繕			レベル2.5 小修繕					
ユーティリティ 調達								
運転管理 ・保守点検 ・清掃	維持管理 (点検・清掃 等)							

包括的民間委託の導入を進める理由

下水道事業の持続的な運営を行うため、老朽化対策、適切な維持管理等を実施する一つの手法として、包括的民間委託を導入をする事例が増えてきている

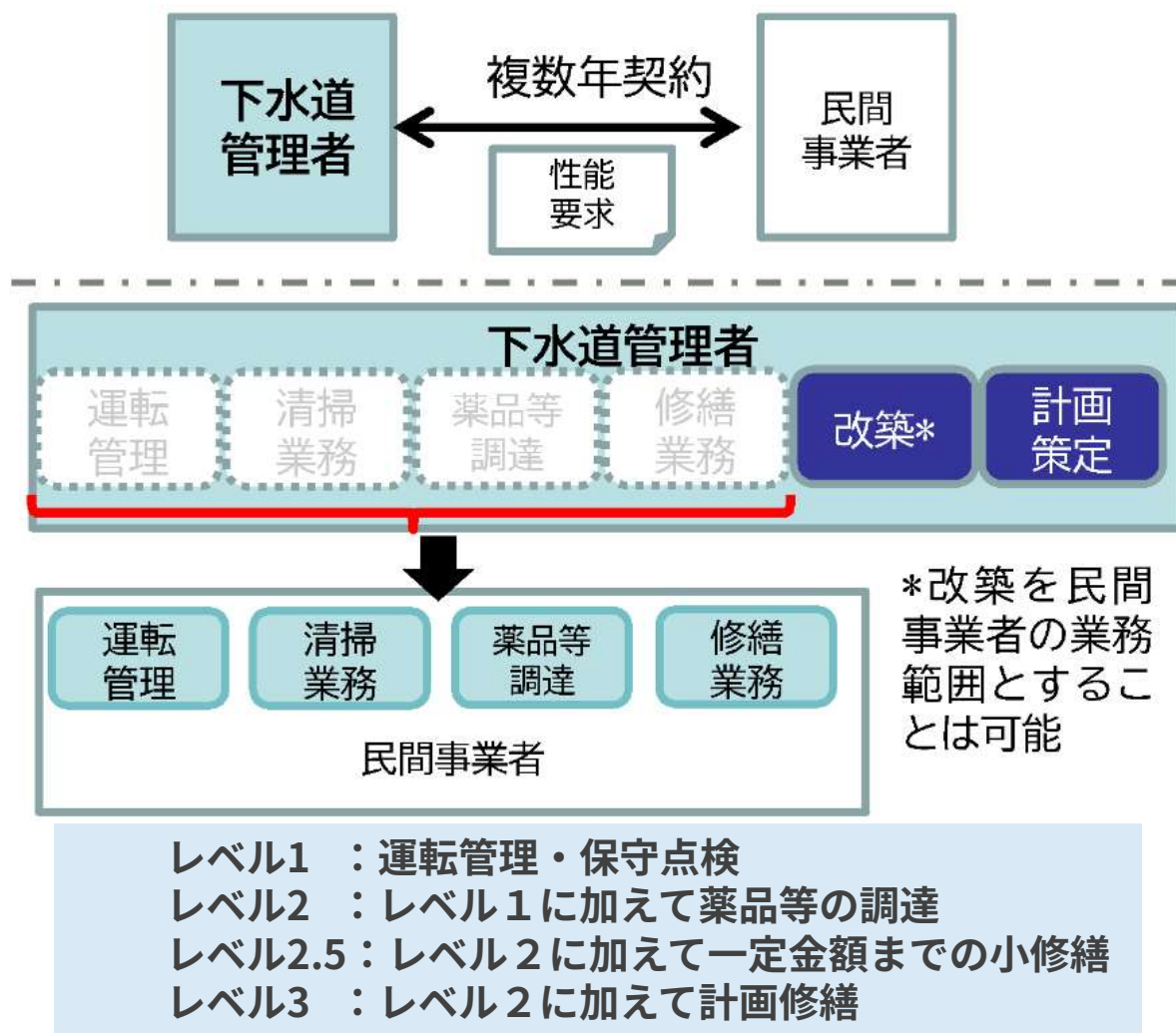


期待される効果

- ・ 職員減少時のサービス水準の維持
- ・ 民間事業者のノウハウ・技術の導入による業務の効率化
- ・ 包括化による官民双方の事務作業の軽減 など

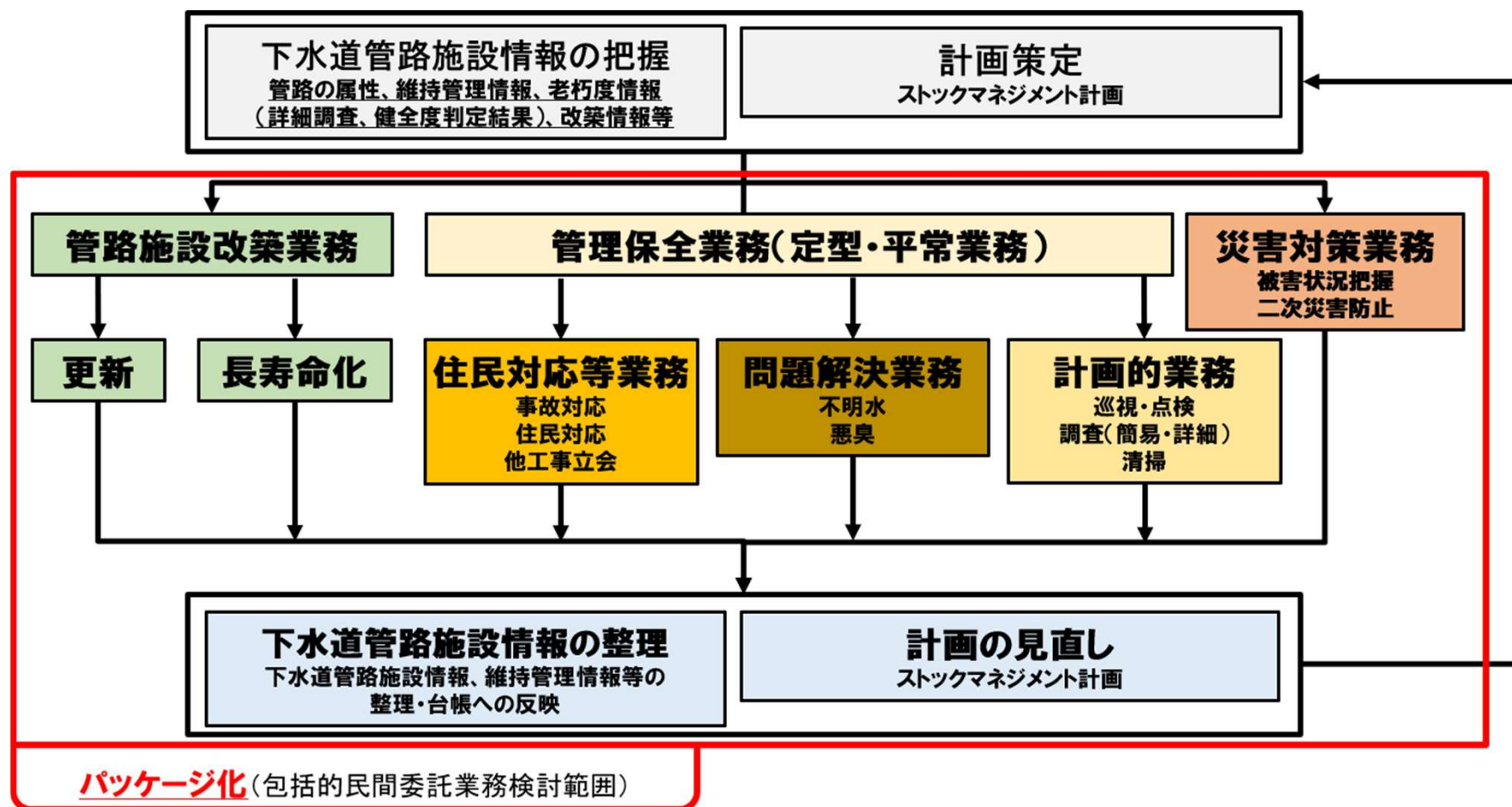
下水処理場における包括的民間委託のイメージ

下水処理場等を対象にした包括的民間委託のイメージは以下のとおりであり、仕様を定めるのではなく性能発注とすることで民間事業者に一定の裁量を与えているものも多い



下水道管路における包括的民間委託のイメージ

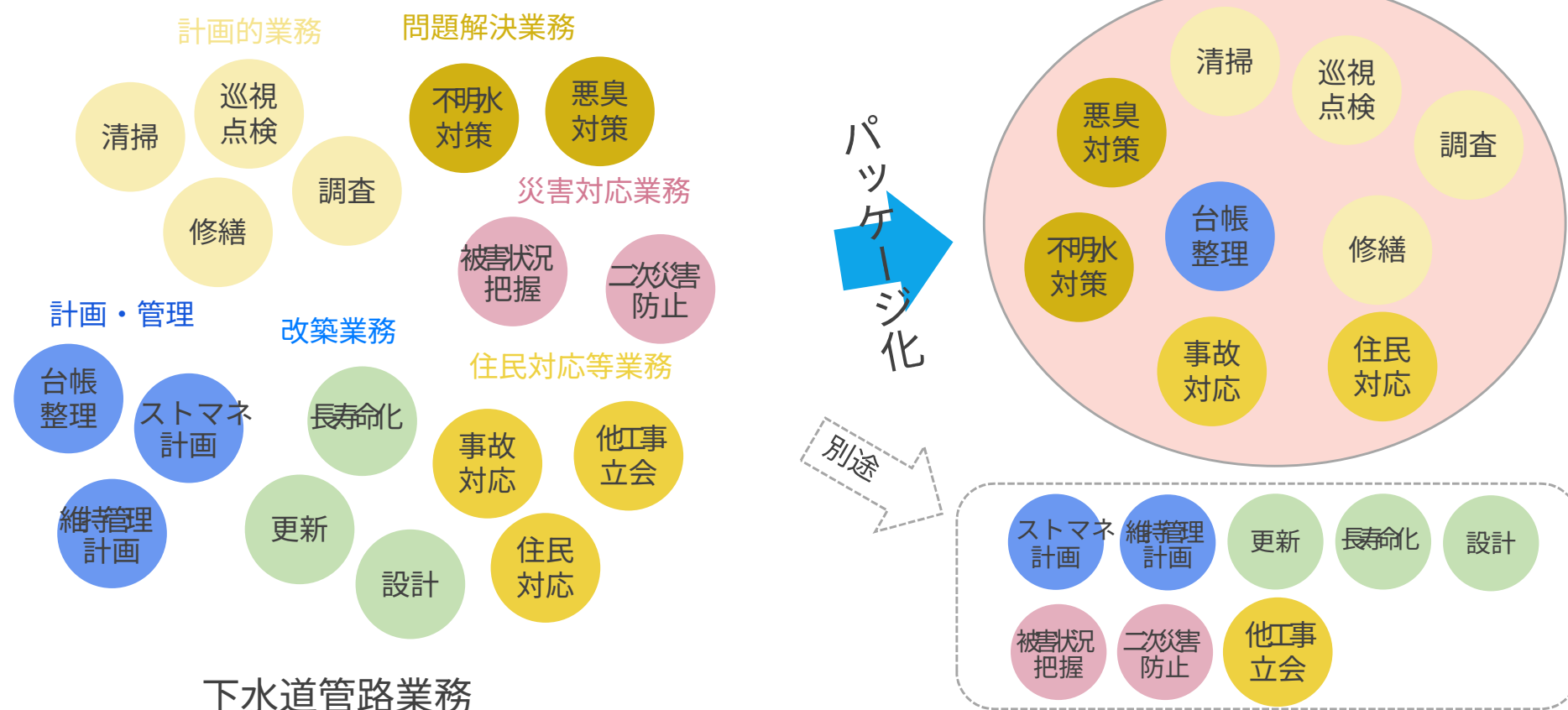
下水道管路を対象にした包括的民間委託のイメージは以下のとおりであり、管路施設に特有の性質（埋設されていること、他工事等の外的要因による影響を受けうることなど）から仕様発注とすることが一般的となっている



下水道管路における包括的民間委託のイメージ

下水道管路を対象にした包括的民間委託では、下水道管路に係る複数の業務を地方公共団体の課題状況に応じてパッケージ化している事例が多い

業務のパッケージ（例）



地方公共団体の課題に応じて包括委託

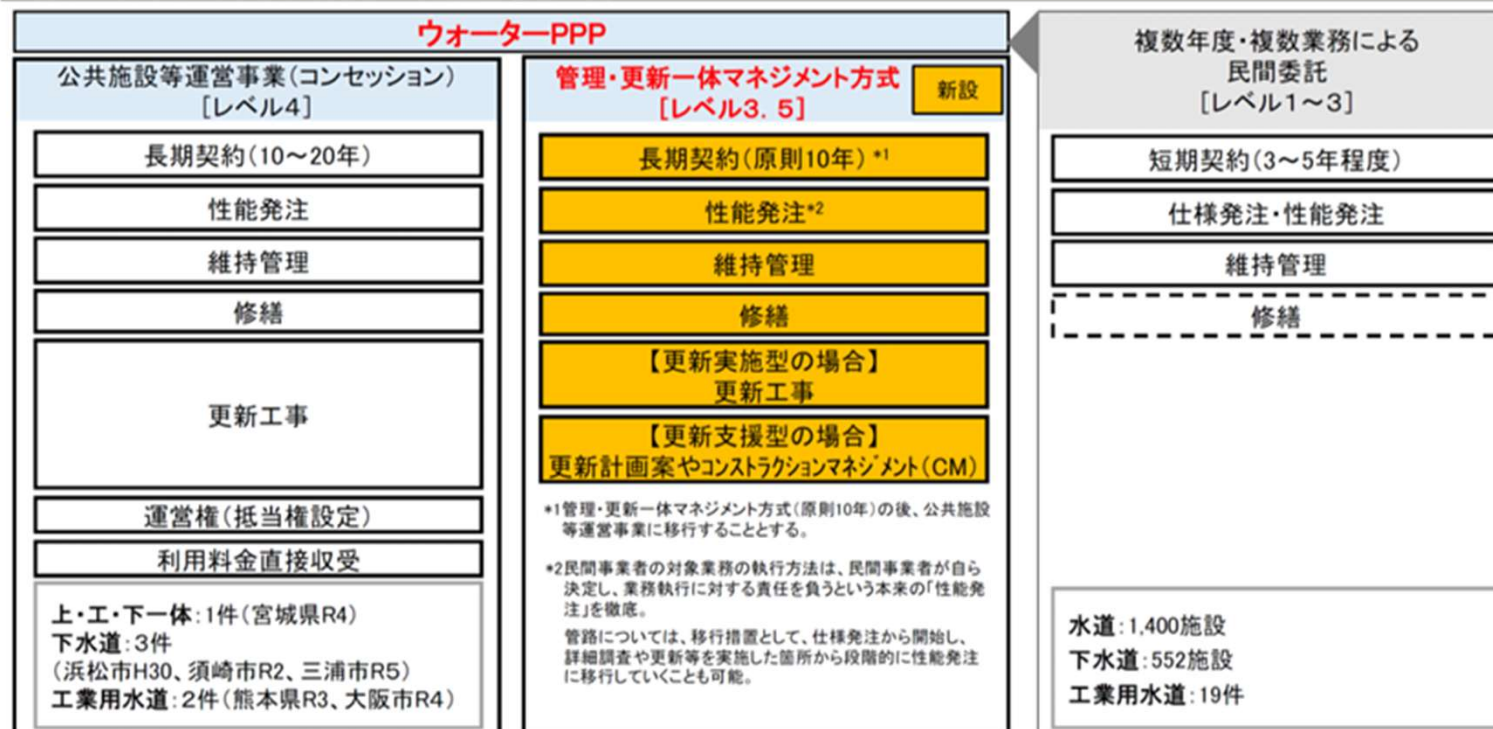


水の官民連携（ウォーターPPP） とは？

水の官民連携（ウォーターPPP）の概要

「水の官民連携（ウォーターPPP）」とは、上下水道・工業用水道分野における官民連携手法の総称で従来の包括的民間委託（レベル1～3）と比較して、より高度な官民連携を実現するものと位置付けられている

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]
- ①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- 地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
- 関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



水の官民連携（ウォーターPPP）の概要

「**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）**」は、
①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、
④プロフィットシェア の4要件をすべて充足する民間委託である

1 長期契約（原則10年）

包括的民間委託（レベル1～3）で一般的な3～5年間よりも長い**10年間が原則**

2 性能発注

性能発注が原則であるが、管路は仕様発注から開始し、段階的に性能発注に移行することも可能

3 維持管理と更新の一体マネジメント

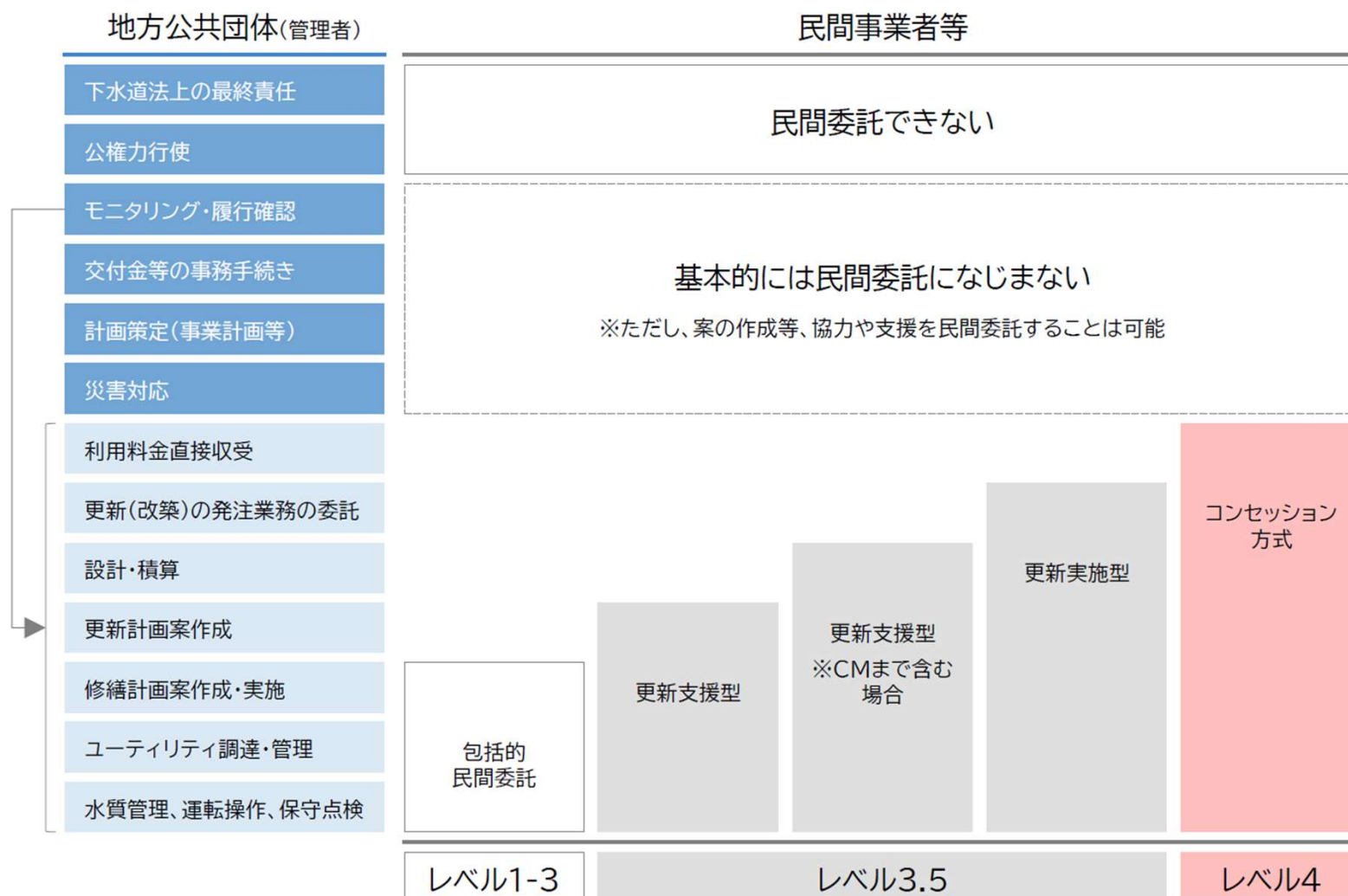
同一の対象施設に、維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）に関する業務範囲（更新計画案作成）を設定

4 プロフィットシェア

ライフサイクルコスト削減の提案による費用削減分を官民で分配する**プロフィットシェアの仕組みを導入**することが必要（ただし、発動の有無は問わない）

水の官民連携（ウォーターPPP）のレベル

「**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）**」は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいとされている



管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件



原則10年の契約期間

企業の参画意欲向上、地方公共団体の事務負担軽減、スケールメリットの発揮、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、契約期間は原則として10年とする。

⚠ 原則10年によらない場合

❗ 例外時は公表情報に基づく説明が必要

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
- 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。）

長期の債務負担行為を設定するに当たって、地方自治法では、行為の事項、期間、限度額を表示することとされているが、**期間の限度は定められていない**。また、限度額については、各年度の額を記載するが、債務の性格上これができないものは、総額の記載、文言での表示により設定することが可能である。（地方自治法施行規則予算の調製の様式（第14条関係）、地方公営企業法施行規則別記第一号（第45条関係）参照）。

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件



性能発注を原則

性能発注を原則とするが、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
- また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定

▲ 性能規定の例

- 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
- ポンプ場：流入水量に応じたポンプ設備等の運転操作を行い、計画流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること
- 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第5条の12）を実施すること

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件

維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係（例）	地方公共団体と民間事業者の間に「PFI事業契約*」が結ばれます。民間事業者は「受託企業」と「請負企業」に委託します。民間事業者は「維持管理」と「更新」の両方を担当します。民間事業者は「委託契約」で受託企業と、「請負契約」で請負企業と契約します。 * PFI事業契約を原則とする	地方公共団体と民間事業者の間に「委託契約」が結ばれます。民間事業者は「受託企業」と「請負企業」に委託します。民間事業者は「維持管理」と「更新支援」の両方を担当します。民間事業者は「委託契約」で受託企業と、「請負契約」で請負企業と契約します。民間事業者は「更新計画案の作成」と「ビュア型CM*等」を行います。 *「地方公共団体におけるビュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月国土交通省）」を参照
事業フロー（例）	原則10年間の事業フロー。維持管理と更新は同時に実施されます。更新計画（入札時提案）は更新計画（実施）へと移行します。更新計画（実施）は更新計画（実施*）へと移行します。 *処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。	原則10年間の事業フロー。維持管理と更新は同時に実施されます。更新計画案の作成は更新計画（実施）へと移行します。更新計画（実施）は更新計画（実施）へと移行します。更新計画（実施）は更新計画（実施）へと移行します。 （更新工事は地方公共団体が実施） →：民間が実施するものを示す
特長	○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。	○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件

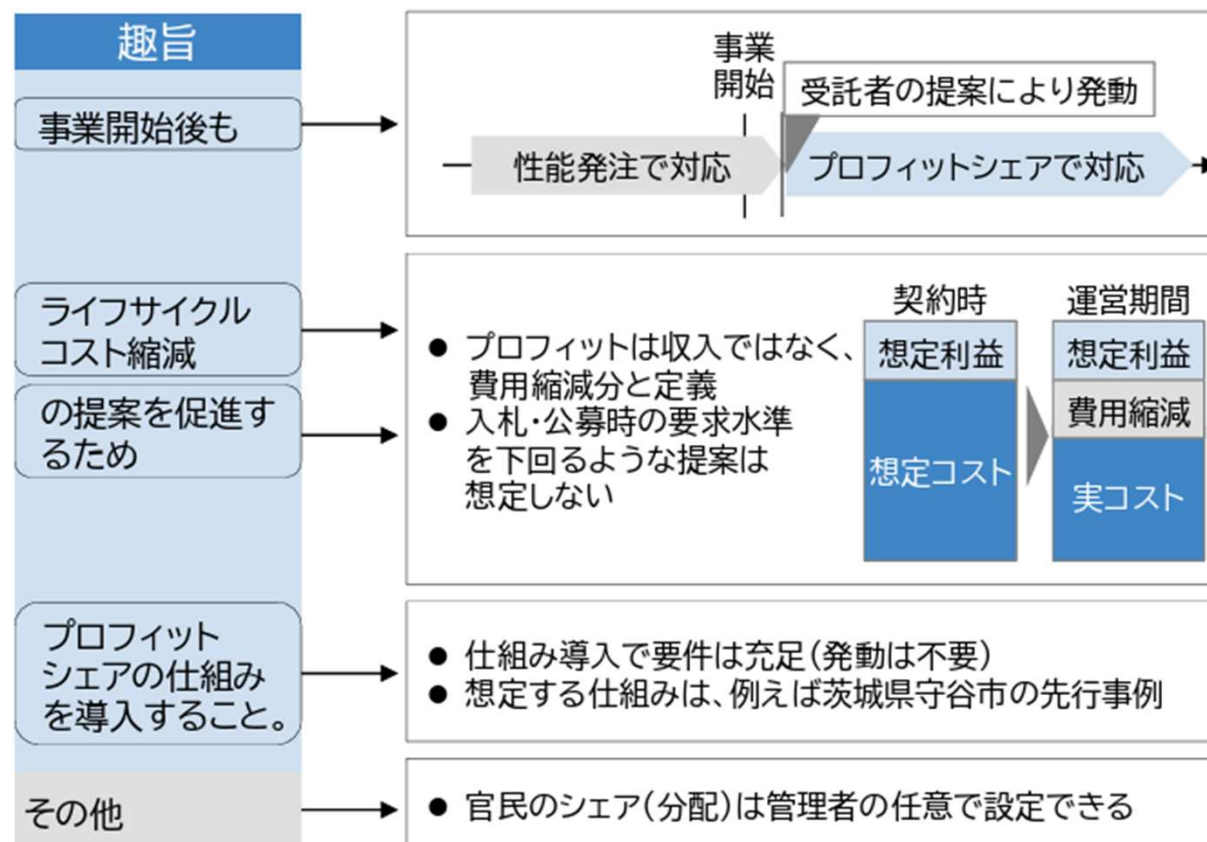


プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

▲ プロフィットシェアの発動条件等

- 民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更
※入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定しない。
- 民間事業者等の提案により生まれるコスト縮減分を官民で分配



污水管路の改築に関する交付金要件について

国は令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援に関して、水の官民連携（ウォーターPPP）導入が決定済みであることが要件化されており、令和9年度以降、**污水管路の改築に関する交付金要件**を充足するためには、**交付申請までに**「入札・公募の開始」が必要である。

污水管の新設整備、処理場の改築、緊急輸送道路・重要物流道路下の管路については要件の対象外（≡ウォーターPPPを実施していなくても交付金は配分される）

各団体の負担増加を避けるため、**早期の水の官民連携事業の導入検討が必要**

- 交付金等の要件充足には、本ガイドライン3.1「対象施設・業務範囲の設定の考え方」（詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照）が前提
- よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味（入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結）
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能
- なお、予算成立後の財務大臣の実施計画承認日まで効力を遡及させる場合（いわゆる早期着工申請を行う場合）、当該日付までに交付要件を充足している必要がある

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）



4

**包括的民間委託／水の官民連携
の導入により何が変わるのか？**

発注の方法が変化 「バラバラ」から「ひとまとめ」へ

包括的民間委託や水の官民連携（ウォーターPPP）を導入することで、複数の業務を複数年（3～5年（レベル1～3）／10年（レベル3.5））で一括発注することにより、事務作業の軽減や効率化を図るものである

【従来】 業務ごと・毎年バラバラ



毎年契約事務が大変...

- ・各契約は1年（単年度）がほとんど
- ・自治体は業者ごと・業務ごとに契約・検査
- ・業者間の連携が取りづらい



【これから】 1本にまとめて複数年契約



事務がスッキリ！

- ・契約は10年（レベル3.5）／3～5年（レベル1-3）で1本
- ・自治体は1つの窓口とやりとりすればOK
- ・複数業務の調整は受託者側で一括対応

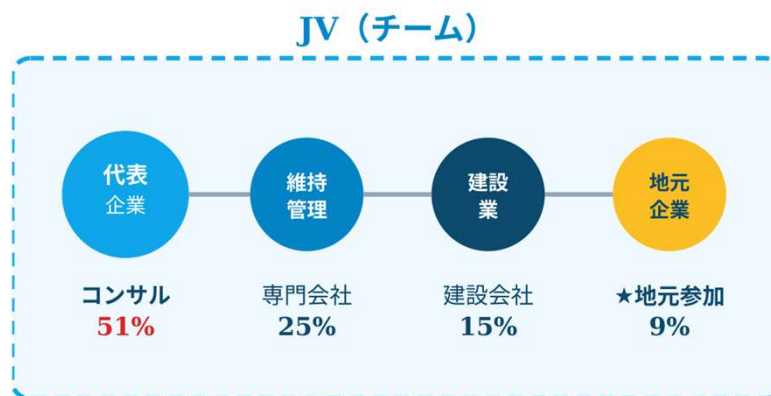
受託体制が変化 「単独」から「チーム」へ

1者では全ての業務を担えないため、複数の会社がチームを組んで受託する

パターン①

JV 共同企業体

複数の会社が「肩を組んで」お互い責任を持ち合うチーム



▼ JVの特徴

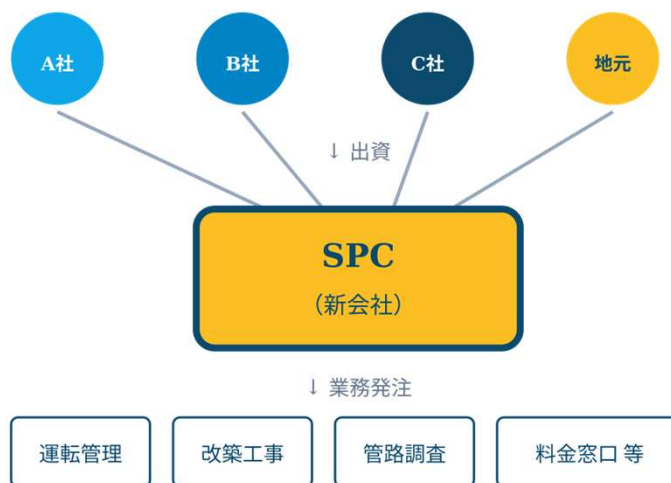
- ✓ 各社がもとの会社のまま参加
- ✓ 出資比率で責任の重さが決まる
- ✓ **地元企業が参加しやすい**
- ✓ 建設業の許可を持つ企業を含める必要あり

例：柏市（奥村組代表・7者JV）

パターン②

SPC 特別目的会社

事業のためだけに新しい会社を1つ作る方式



▼ SPCの特徴

- ✓ 事業のためだけの**新会社**を設立
- ✓ 責任の所在が**SPC1社に集約**される
- ✓ 各社は出資してSPCに人を派遣／業務を再委託
- ✓ 地元企業も**出資 or 再委託先**で参加可能

例：利府町（町内に SPC「Rifレックス」を設立）／コンセッション案件は原則SPC

事務の手間が変わる

契約や検査の手間が一本化されるため、**自治体側の事務作業は大きく減少**。
民間側はマネジメント業務が増えるものの、長期契約により安心して業務に取り組める。

自治体の事務負担

BEFORE

バラバラに毎年契約

-  毎年、仕様書を作成
-  業務ごとに契約・検査
-  業者間の調整
-  突発対応を都度発注
-  検査・支払処理の繰り返し



AFTER

1本にまとめる

-  契約は複数年で1回
-  要求水準書での監視
-  履行評価で見守り
-  窓口は1つに集約
-  政策・住民対応に注力できる

▼ 実例：自治体側の効率的な人員体制の確保

柏市：職員4名分を確保

山元町：職員4名削減／かほく市：職員3名削減

民間（受託者）の事務負担

BEFORE

指示どおり業務遂行

-  仕様書どおりに実施
-  1年契約で短期勝負
-  業務範囲は限定的
-  工夫の余地が少ない
-  調整は自治体まかせ



AFTER

マネジメント拡大

-  統括管理（JV/SPC）
-  計画策定・実施設計
-  履行報告・モニタリング
-  長期単位で投資判断
-  創意工夫の余地が大きい

▼ 民間側のメリット

工夫で節約できたお金は **プロフィットシェア** で取り込める

責任の分担が変わる

性能発注を導入して「やり方が任せられる」分、**受託者の責任範囲が広がる**

■ 官（自治体） ■ 民（受託者） ■ 官民で分担

仕事の中身	これまで（個別発注）	レベル1～3 包括委託	レベル3.5 水の官民連携
下水道管路の点検・清掃等 処理場の運転・水質維持	■ 民 仕様どおり (時期・回数等を指定)	■ 民 性能発注	■ 民 性能発注
小さな故障の修繕	■ 官 都度発注	■ 民 契約内で対応	■ 民 契約内で対応
将来の改築計画づくり	■ 官 別途発注	■ 官 別途発注	■ 民 計画案を作成
改築工事の発注・施工	■ 官	■ 官	支援型 ■ 官 実施型 ■ 民
電気代・薬品代の高騰	■ 官 再積算	■ 分担 スライド条項	■ 分担 スライド条項
大規模災害の復旧	■ 官	■ 官 + ■ 民 受託者は技術支援	■ 官 + ■ 民 人員・資材投入
★ 工夫で節約できたお金	なし	受託者努力	■ 官民でシェア プロフィットシェア

水の官民連携（ウォーターPPP）の先行事例

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体

管理者 茨城県守谷市
人口 総人口約7.0万人(R6.3)

「水の官民連携」の概要

事業開始 令和5(2023)年4月
事業期間 10年
対象施設 配水場、処理場、ポンプ場、農集排
業務範囲 維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

民間事業者等

代表企業 株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業 株式会社オリエンタルコンサルタンツ、
株式会社中央設計技術研究所

効果・メリット等

特徴

- ・運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案
- ・運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営

効果

- ・施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保
- ・ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化
- ・長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化
- ・コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化

事業実施状況のモニタリング

管理者によるモニタリングを実施中



事業規模(契約金額) 約73億円(税込)

【水道】 守谷配水場、関連水道施設
【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場
【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)

令和3(2021)年 ~	公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成
令和4(2022)年 9月	公募型プロポーザル公告
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和5(2023)年 4月	事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成

水の官民連携（ウォーターPPP）の先行事例

利府町上下水道事業包括的民間委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体

管理者 宮城県利府町
人口 総人口約3.6万人(R7.4)

「水の官民連携」の概要

事業開始 令和7(2025)年4月
事業期間 10年
対象施設 水道:浄水場、管路、ポンプ場、配水池等
下水道:ポンプ場、管路等
業務範囲 維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

民間事業者等

受託企業 株式会社Rifレックス(SPC)
代表企業 株式会社日水コン
構成企業 株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSC
テック

効果・メリット等

特徴

- ・町内の上下水道施設すべてが対象
- ・維持管理全般の日常業務から蓄積したデータを元に、更新・維持管理の計画、設計までをワンストップで実施
- ・フェーズ設定により目標を明確に受託者へ共有することでより効率的・効果的な官民連携を実現

効果

- ・官民のシームレスな関係構築による技術・知識の融合や、官民対話による職員のモチベーション向上等の効果
- ・SPCが主体となって検討が進み業務の円滑な遂行への取組が進行
- ・窓口対応や契約事務等の事務負担軽減により、職員がコア業務に専念

事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中

■委託対象施設の位置図

契約金額 約31億円(税抜) ※事業期間10年間の総額



事業開始までのスケジュール(実績)

令和 6 (2024) 年 8月	募集要項等資料の公表
10月	企画提案書の提出
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和 7 (2025) 年 4月	事業開始

(出典)宮城県利府町資料等に基づき国土交通省作成

水の官民連携（ウォーターPPP）の先行事例

富士市終末処理場管理運転等業務委託事業

下水道

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体

管理者 静岡県富士市
人口 総人口約24.6万人(R7.1)

「水の官民連携」の概要

事業開始 令和8(2026)年1月
事業期間 10年
対象施設 処理場、管路等
業務範囲 維持管理、更新計画案作成、改築更新

民間事業者等

代表企業 株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業 パンフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社神鋼環境ソリューション、前田建設工業株式会社、パシコン技術管理株式会社

効果・メリット等

VFM 約6.8%(契約時)

特徴

- ・処理場は「更新支援型」
- ・管路は、後半の改築事業量をより適正化するため、前半5年は「更新実施型」、後半5年は「更新支援型」
- ・点検調査計画の「基本方針」及び「実施計画」の見直しを含め、施設全体のライフサイクルコスト(LCC)の削減を目指す
- ・事業開始後、継続的に改善提案を促すために、「技術提案支援業務」を新設
- ・入札・公募で、地元企業を指定し、事業参画させている

効果

- ・老朽化対策の推進
- ・官民連携による災害対策の強化
- ・維持管理と更新の一体化によるLCCの最小化
- ・地元企業の活用による地域経済の活性化
- ・施設の省エネルギー化等による脱炭素化の推進

事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者によるモニタリング、管理者補完モニタリング



事業開始までのスケジュール(実績)

令和6(2024)年	2月～	導入可能性調査(FS)
令和7(2025)年	4月	募集要項等公表
	9月	優先交渉権者選定
	10月	実施契約締結
令和8(2026)年	1月	事業開始